

## 東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

**\* 宮城県の一部市町で延長されてきた労働保険料などの**

**申告・納付期限が平成24年4月2日に指定されました。\***

厚生労働省ホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

【厚生労働省のリンク先アドレス】

◎被災された事業主の皆さまへ(申告・納付期限の確認はこちらから)

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/leaflet\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/leaflet_01.pdf)

◎労働保険料等の免除の特例について～免除の要件・申請手続きのご案内～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000018w3v-att/2r9852000001mp2j.pdf>

◎労働保険料等の免除Q&A

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/menjo\\_qa.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/menjo_qa.pdf)

◎東日本大震災により被災された事業主の皆さまへ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/shinsai.html>

【お問い合わせ先】

群馬労働局 総務部 労働保険徴収室

TEL 027-210-5001